

### 3. 人工妊娠中絶

### 人工妊娠中絶の定義(日本)

- 「母体保護法」(1996年以前は「優生保護法」)によって規定されている。
- 人工妊娠中絶とは、「胎児が、母体外において、生命を保持することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出すること」(2条2項)をいう。一定の事由がある場合に、本人および配偶者の同意を条件として、指定医がおこなうことが認められている(14条1項)。

23

### 生命を保持することのできない時期

- 胎児が母体外で生命を保持することのできない時期は、厚生事務次官通知で定められている。
  - 1953年、妊娠3ヵ月
  - 1973年、7ヵ月未満
  - 1979年、23週以前
  - 1991年、満22週未満

24

### 妊娠中絶が許可される事由

- 刑法第29章(墮胎の罪)では、中絶は犯罪とされている。しかし、「母体保護法」が以下のような条件のもとに中絶を認めている。
- 妊娠の継続または分娩が身体的または経済的事由により母体の健康をいぢるしく害する恐れがあること
- 暴行もしくは脅迫などによって姦淫されて妊娠したことである。

25

### 優生保護法から母体保護法へ

- 1996年に改正。
- 「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という文言を削除した。
- 「優生手術」という語を「不妊手術」といいかえただけでなく、遺伝性疾患などの防止を目的とする不妊手術を廃止し、遺伝性疾患などの防止のための人工妊娠中絶も廃止した。

26

### 人工妊娠中絶に対する評価

<背景>

聖書は中絶について何を語っているか

【否定】

カトリック的立場  
「プロ・ライフ」

【肯定】

フェミニスト  
「プロ・チョイス」

27

## 聖書は中絶について何を語っているか(1)

- 「人を打って死なせた者は必ず死刑に処せられる」(出エ21:12)
- 「人々がけんかをして、妊娠している女を打ち、流産させた場合は、もしその他の損傷がなくても、その女の主人が要求する賠償を支払わなければならない」(出エ21:22)
- 胎児の死は、妊婦の損失とは見なされていない。胎児自身の権利は認められていない。

28

## 聖書は中絶について何を語っているか(2)

- 「三か月ほどたって、『あなたの嫁タマルは姦淫をし、しかも、姦淫によって身ごもりました』とユダに告げる者があったので、ユダは言った。『あの女を引きずり出して、焼き殺してしまえ。』」(創世記38:24)
- イエスは中絶について何も語っていない。

<結論> 聖書は中絶の是非について何も語っていない。

29

## 中絶に対する否定的見解の形成過程(1)

- 否定的見解の起源は聖書ではなく、カトリックの歴史の中にあると考えられる。
- アウグスティヌス(354-430)
  - 出産を目的とするセックスを許した。したがって、中絶はセックスの唯一の目的を阻むが故に罪深い行為とされた。

30

## 中絶に対する否定的見解の形成過程(2)

- トマス・アクィナス(1225頃-1274)
  - 男の胚には受精後40日目に、女の胚には受精後90日目に、神が「魂を吹き込む」と考えた。中絶はいかなる時期にも罪深いものと見なしたが、とりわけ、胎児が「形をなした」ものとなっている場合、その罪はいっそう重いと考えられた。

31

## 中絶に対する否定的見解の形成過程(3)

- 19世紀半ばから、教皇は中絶を公然と批判するようになっていった。この時期に、カトリックは、胎児の人格性は受精の瞬間に始まるという考えに近づいていった。
- 回勅『人間の生命について』(humane vitae)、1968年
  - パウロ6世による。いかなる形式の産児制限も受け入れないことを強調。

32

## 胚はいつから人間になるのか？

- 「胚(胎児)の道徳的身分」
- カトリックの見解によれば、それは受精の瞬間である。
  - 『生命のはじまりに関する教書——人間の生命のはじまりに対する尊重と生殖過程の尊厳に関する現代のいくつかの疑問に答えて』(1987年)

33

## 『生命のはじまりに関する教書』 より(1)

「われわれは、人間の生命が初めに現れた瞬間から、そこに一つの人格の存在を見いだすことができる。ヒトの個体 (**human individual**) であるものが人格的存在 (**human person**) でないということがありえるだろうか。……

34

## 『生命のはじまりに関する教書』 より(2)

……したがって人間の生命は、その存在の最初の瞬間から、すなわち接合子が形成された瞬間から、肉体と精神とからなる全体性を備えた一人の人間として、倫理的に無条件の尊重を要求する。人間は、受胎の瞬間から人間として尊重され、扱われるべきである。そして、その同じ瞬間から人間としての権利、とりわけ無害な人間だれにでも備わっている不可侵の権利が認められなければならない」  
(20-21)

35

## カトリックの見解の問題点と有効性

- 「受精の瞬間」とは？
- ナチスの断種法 (1933年) に対して
  - 断種法を正面から批判できたのはカトリック教会だけであった。
  - ピウス・11世の回勅『聖なる婚姻について』 (1930年) によれば、いかなる中絶も不妊手術も認められない。
  - 優生学者が「低価値者」と蔑んだ人々にも、結婚し子どもを持つ権利があると切り切った。

36

## プロ・ライフとプロ・チョイス

- プロ・ライフ (**pro-life**)
  - 生命擁護派。しかし、その「生命」とは、すべての生命を包括するものではない。
  - 宗教保守勢力が中核をなしている。
- プロ・チョイス (**pro-choice**)
  - 選択擁護派。
  - フェミニストの大半はプロ・チョイスである。
  - 低用量ピル、妊娠中絶薬 (モーニングアフターピル) の利用推進。

37